

1 東北海運局の沿革

明治 31 年 9 月

逓信省東京船舶司検支所が石巻に設置された。

明治 32 年 6 月

海事局官制により東京海事局石巻海務署と改称、船舶職員及び水先人の試験、船舶の測度及び検査、その他法令の定むるところに従い管海官庁の事務をとることとなった。

明治 43 年 3 月

海務署廃止され、同事務は逓信管理局の所管となり、海事部が設置された。

大正 2 年 6 月

官制改正により石巻海事部は北部逓信局海事部となった。

管轄区域は東北 6 県。

大正 8 年 3 月

管轄区域東北 6 県及び新潟県となる。

大正 8 年 5 月

官制改定により、仙台逓信局海事部となった。

昭和 10 年 11 月

仙台逓信局海事部青森出張所が設置された。

管轄区域は青森県及び秋田県。

昭和 11 年 10 月

管轄区域のうち新潟県は東京地方逓信局海事部へ移管。

昭和 13 年 4 月

海事部の塩釜誘致問題が起こり、請願書が塩釜町長より逓信大臣に提出された。

昭和 16 年 12 月 19 日

官制改正により逓信省管船局、灯台局が廃止され、外局として海務院官制が施行された。

これに伴い、地方組織は海事部が海務局となり、横浜海務局、塩釜支局及び青森支局が設けられた。

昭和 18 年 11 月 1 日

官制改正により、運輸通信省が設置されるとともに、塩釜海運局が新設され東北 6 県が管轄、下部組織として、青森、八戸、船川、釜石支局、石巻分室が設置された。

昭和 19 年 6 月 1 日

塩釜海運局酒田支局設置、石巻分室は出張所となった。

昭和 20 年 6 月 1 日

官制改定により、運輸通信省を運輸省に改め（昭和 20.5）、塩釜海運局は東北海運局と改称された。
船川海運監理部、同土崎出張所、同酒田支部が設置された。

昭和 20 年 10 月 31 日

船川海運監理部廃止、東北海運局船川支局、同支局土崎出張所、同酒田支局が設置された。

昭和 20 年 11 月 21 日

大湊支局、釜石支局の宮古出張所が新設された。

昭和 21 年 2 月 1 日

船川支局の土崎出張所廃止、釜石支局は東北海運局釜石出張所に、釜石支局宮古出張所は東北海運局宮古出張所となった。

昭和 22 年 4 月 16 日

東北海運局小名浜出張所が新設された。

昭和 22 年 11 月 1 日

小名浜出張所、宮古出張所が支局に昇格、釜石出張所は宮古支局釜石出張所となり、さらに大船渡、女川、気仙沼、渡波（未開設）に本局直轄の出張所が新設され、また、船川支局土崎出張所が設置された。

昭和 23 年 5 月 1 日

海上保安庁の新設に伴い、港則法及び船舶職員法事務が移管、同時に海運局長が海上保安本部長を兼任することになった。

昭和 23 年 12 月 10 日

釜石出張所が支局に昇格。

昭和 24 年 1 月 1 日

船舶検査事務を海上保安本部に移管した。

昭和 24 年 6 月 1 日

運輸省設置法を施行（日本国有鉄道分離）、外局に船員労働委員会、海難審判庁等設置される。

昭和 26 年 6 月 16 日

大湊支局が廃止され、青森支局大湊出張所設置、船川支局土崎出張所は、船川支局秋田出張所となった。

昭和 26 年 8 月 26 日

東北海運局総務部仙台分室が設置された。

昭和 27 年 8 月 1 日

運輸省設置法等の改正により、一時海上保安庁の所管となった港則法及び船舶職員法、船舶検査、海難防止関係事務が再び海運局に移管されるとともに船員公共職業安定所が本局船員部と青森支局に内部機構として編入された。

昭和 31 年 3 月 1 日

八戸支局に船員職業安定所が新設された。

昭和 32 年 2 月 1 日

支局等組織規程の一部改定により、気仙沼出張所は支局に昇格、大船渡出張所は同支局の出張所となり、青森支局大湊出張所は廃止となった。

昭和 34 年 4 月 1 日

小名浜支局に船員職業安定所が新設された。

昭和 36 年 3 月 1 日

気仙沼支局に船員職業安定所が新設された。

昭和 36 年 7 月 20 日

支局等組織規程の一部改正により、石巻出張所は支局に昇格、女川出張所は同支局の出張所となった。

昭和 37 年 2 月 28 日

仙台分室が廃止された。

昭和 41 年 5 月 20 日

運輸省設置法の一部改正により、港則法に関する事務を海上保安部に移管した。

昭和 43 年 4 月 1 日

支局等組織規程の一部改正により、八戸支局に課制が設けられた。

昭和 44 年 4 月 1 日

支局等組織規程の一部改正により、秋田支局、同支局船川分室が設置された。

昭和 44 年 4 月 1 日

業務移管により運航部に内陸倉庫、冷蔵倉庫関係業務の一部が陸運局から移管された。

昭和 44 年 10 月 1 日

支局等組織規程の一部改正により、石巻支局女川出張所が廃止された。

昭和 45 年 3 月 31 日

支局等組織規程の一部改正により、秋田支局船川分室が廃止された。

昭和 45 年 5 月 20 日

運輸省設置法の一部改正により、倉庫業法関係業務が海運局に全部移管されるとともに港運課が港運倉庫課に変更された。

昭和 50 年 10 月 1 日

運輸省組織規程の一部改正により、運航部に運航監理官が新設された。

昭和 53 年 4 月 1 日

酒田、釜石支局に船員職業安定係が設けられた。八戸、小名浜、気仙沼支局の船員職業安定所が船員職業安定係に変更された。

昭和 54 年 4 月 6 日

運輸省組織規程の一部改正により、船員部に船舶職員課が新設された。

昭和 55 年 1 月 1 日

秋田、石巻支局に船員職業安定係が設けられた。

昭和 56 年 4 月 3 日

支局等組織規程の一部改正により、小名浜支局に課制が設けられるとともに、船員職業安定所が新設された。

昭和 57 年 4 月 6 日

運輸省組織規程の一部改正により、船舶部登録測度課が廃止されて船舶測度官が新設されるとともに、船員部厚生課が安全衛生課に組織替えされた。

昭和 57 年 12 月 31 日

支局等組織規程の一部改正により、気仙沼支局大船渡出張所が廃止された。

昭和 59 年 7 月 1 日

運輸省設置法の改正に伴い東北海運局と仙台陸運局が統合になり、東北運輸局となった。

2 仙台陸運局の沿革

昭和 22 年 3 月 22 日

昭和 22 年 3 月 22 日運輸省告示第 71 号「鉄道局自動車事務所を設置する件」で、各都道府県に自動車事務所が設置され、鉄道局長の指揮下におかれた。

これは、臨時物資需給調整法（昭和 21 年 10 月 1 日法律第 32 号）に基づく自動車及び軽車両用指定生産資材等の割当事務を行うため、運輸省官制第 17 条に基づいて設置されたもので、鉄道局内部の事務取扱機関にすぎなかったが、警察庁行政機構改革を機として、自動車行政の一元化が行われ地方庁の自動車運送、整備事業、小運搬、事業組合等に関する権限が運輸省に移管されたため同年 5 月から自動車事務所は、これらを包括して実質的に自動車行政の地方官庁としての機能を営むことになった。

昭和 23 年 1 月 1 日

道路運送法（昭和 22 年 12 月 16 日法律第 191 号）の実施に伴い、従来の自動車事務所が廃止され、各都道府県に道路運送監理事務所が設置された。

道路運送監理事務所の所掌事務は、道路運送法関係事務のうち同法第 4 条及び同法施行令の規程によって委任された事項並びに臨時物資需給調整法関係事務のうち内部委任された事項であった。

また、宮城道路運送監理事務所は、特定道路運送監理事務所として、福島、宮城、岩手、青森の四県にわたる広域行政を担当することになった。

昭和 24 年 6 月 1 日

運輸省設置法（昭和 24 年 5 月 31 日法律第 157 号）の制定により全国 9 カ所の特定道路運送監理事務所はそれぞれ陸運局として発足した。

所掌事項は、従来特定道路運送監理事務所の行った行政部門とし、鉄道局の所掌した地方鉄道軌道、専用鉄道、索道、小運送及び倉庫業並びに観光等に関する行政事務を併せて行うことになり、仙台陸運局は宮城特定道路運送監理事務所と仙台鉄道局陸運部鉄道課及び小運送課の二課が合体して構成された。

仙台陸運局は、仙台鉄道庁舎内（総務部、鉄道部、整備部）及び東三番丁宮城自動車会館内（自動車部）において事務を開始した。

なお、福島、岩手、青森の各道路運送監理事務所は 7 月 31 日まで在置された。

昭和 24 年 8 月 1 日

福島、岩手、青森の各道路運送監理事務所は、昭和 24 年 8 月 1 日に廃止され、同時にそれぞれ仙台陸運局分室となった。

昭和 24 年 11 月 1 日

福島、岩手、青森の各陸運局分室は廃止されて、それぞれ福島県、岩手県、青森県陸運事務所となり、同時に仙台市に宮城県陸運事務所が新設された。

昭和 25 年 2 月 1 日

自動車部小運送課は、自動車部通運課と改称された。

昭和 25 年 3 月 8 日

仙台陸運局は仙台市東二番丁に移転した。

昭和 25 年 7 月 1 日

運輸省令第 57 条により鉄道部において業務課が、自動車部において監理課、輸送課がそれぞれ廃止され、新たに鉄道部に監理課、自動車部に旅客課、貨物課が設置された。

昭和 26 年 1 月末日

仙台市東八番丁 107 番地の 1 に仙台陸運局の庁舎を新築移転した。

昭和 26 年 7 月 1 日

運輸省令第 65 号により整備部において燃料課が廃止され、新たに登録機材課が設置された。

昭和 26 年 9 月 1 日

運輸省令第 73 号により整備部において登録機材課が廃止され、新たに登録資材課が設置された。

昭和 41 年 4 月 23 日

仙台陸運局は仙台市外記丁 105 仙台合同庁舎に移転した。

昭和 44 年 4 月 1 日

運輸省令第 8 号により総務部に企画課が新設された。

昭和 52 年 4 月 18 日

運輸省令第 9 号により自動車部旅客課が廃止され新たに旅客第一課、旅客第二課が設置された。

昭和 54 年 4 月 4 日

福島県陸運事務所いわき支所が新設された。

昭和 56 年 9 月 21 日

仙台陸運局は仙台市五輪一丁目 3 番 15 号仙台第 3 合同庁舎に移転した。

昭和 58 年 11 月 1 日

青森県陸運事務所八戸支所が新設された。

昭和 59 年 7 月 1 日

運輸省設置法の改正に伴い仙台陸運局と東北海運局が統合になり、東北運輸局となった。

道路運送委員会

昭和 23 年道路運送法の実施に伴い、東北地方道路運送委員会が設置された。

道路運送審議会

昭和 25 年上記委員会は道路運送審議会と改称された。

自動車運送協議会

昭和 28 年 8 月道路運送法の一部改正に伴い道路運送審議会が廃止され、陸運局長の諮問機関として
仙台陸運局自動車運送協議会が設けられた。

地方陸上交通審議会

昭和 45 年 5 月 20 日運輸省設置法の改正に伴い、自動車運送協議会が廃止され、陸運局長の諮問機
関として新たに仙台地方陸上交通審議会が設けられた。

地方交通審議会

昭和 59 年 7 月 1 日運輸省組織令の改正に伴い、地方陸上交通審議会が廃止され、東北運輸局長の諮
問機関として新たに東北地方交通審議会が設けられた。

3 東北運輸局歴代局長・次長・部長・支局長等一覧

(平成14年6月30日まで)

	局長	次長	総務部長	企画部長	運航部長	船舶部長
氏名 就任	石井 和也 59.7.1	采木 和久 59.7.1	畑中 昭男 59.7.1	石川 幸男 59.7.1	木村 孝 59.7.1	山本 圭吾 59.7.1
〃 〃	戸田 邦司 60.6.26		荒井 寛治 60.4.1	刈田 満彦 60.4.1	後藤 強 60.4.1	小原 磯則 60.4.1
〃 〃		高橋 克彦 61.6.14			日下 八郎 61.11.1	板橋 廣明 61.7.1
〃 〃		中崎 昂 62.6.5	刈田 満彦 62.4.1	小林 四郎 62.4.1	佐藤 博信 62.12.1	
〃 〃	小川 健兒 63.6.28		小林 四郎 63.4.1	成田 博 63.4.1		小林 修 63.6.16
〃 〃		宇多 一二 元.9.16			加藤 嘉重 元.6.1	
〃 〃	松村 文夫 2.6.27		小野寺 晶 2.4.1	西山 英郎 2.4.1		松村 純一 2.8.1
〃 〃	平野 忠邦 3.6.18	戸田 正之 3.6.18			遠藤 勝治 3.4.1	
〃 〃	高橋 義典 4.10.8		京武 久美 4.4.1	千葉 富也 4.4.1	黒田 常夫 4.4.1	矢萩 強志 4.4.1
〃 〃		中島 健三 5.6.25	千葉 富也 5.4.1	原 喜信 5.4.1	金子 剛 5.4.1	
〃 〃	中島 健三 6.1.11	小倉 照雄 6.2.22	芳賀 英雄 6.11.1			木村 佳男 6.5.16
〃 〃	小倉 照雄 7.6.23	橋本 雅之 7.6.23		鈴木 章文 7.7.1	齋藤 壽 7.4.1	幸口喜佐夫 7.10.1
〃 〃			鈴木 勲 8.4.1			石丸 周象 8.4.1
〃 〃	橋本 雅之 9.1.20	茅野 泰幸 9.1.20		江崎 伸児 9.6.20	中山 博文 9.4.1	
〃 〃	茅野 泰幸 10.7.1	宮澤 徹 10.7.1	菊池 勝一 10.4.1		松下 勝利 10.4.1	久保 正博 10.7.1
〃 〃	増井 健人 11.6.25	釣谷 康 11.6.8		東山 茂 11.7.13		
〃 〃			太田 国男 12.4.1		宮内 健 12.4.1	遠藤 護 12.7.1
〃 〃	島田 知明 13.7.6	上田 信一 13.7.6		遠藤 誠之 13.4.1	大脇 充 13.4.1	
〃 〃			遠藤 清道 14.4.1			三谷 泰久 14.4.1

(平成14年6月30日まで)

	船員部長	鉄道部長	自動車部長	整備部長	宮城陸運支局長	福島陸運支局長
氏名 就任	菊池 文彦 59.7.1	荒井 寛治 59.7.1	筑波 章 59.7.1	石垣 勇 59.7.1	小林 四郎 59.7.1	安斎 昭 59.7.1
〃 〃	小野寺英三 60.4.1	安斎 昭 60.4.1				千田 登 60.4.1
〃 〃	平沢 孝 61.4.1	今野 格 61.4.1	中西 基員 61.4.1	宮寄 拓郎 61.3.20		三浦 峻 61.10.1
〃 〃				中山 寛治 62.4.1	野田 逢隈 62.4.1	
〃 〃	小野寺 晶 63.4.1		伊藤 隆 63.6.24	三宅 哲志 63.6.15		西山 英郎 63.3.1
〃 〃		見田 忠男 元.4.1			佐久間胤美 元.4.1	
〃 〃	野村 光夫 2.4.1	佐久間胤美 2.4.1	原 喜信 2.6.27	久米 正一 2.7.16	高橋 有恒 2.4.1	大内 廣志 2.4.1
〃 〃						
〃 〃	星 正義 4.4.1	高橋 有恒 4.4.1	山本 達見 4.6.23	森崎 一彦 4.7.1	大内 廣志 4.4.1	芳賀 英雄 4.4.1
〃 〃			芳賀 英雄 5.4.1		鈴木 勲 5.4.1	関戸 義司 5.4.1
〃 〃	沼澤 寧 6.4.1	瀬川 裕 6.4.1	鈴木 勲 6.11.1	増井 潤 6.7.1	鎌田 至 6.11.1	阿部 弘一 6.4.1
〃 〃				安藤 憲一 7.7.1		
〃 〃		菅野 次雄 8.4.1	阿部 弘一 8.4.1			尾形 正夫 8.4.1
〃 〃	山崎 英幸 9.4.1			和辻 健二 9.6.20	渡辺 浩志 9.4.1	太田 国男 9.4.1
〃 〃		千葉 智義 10.4.1	渡辺 浩志 10.4.1	矢作 伸一 10.7.1	太田 国男 10.4.1	奈良 弘 10.4.1
〃 〃		葛西 剛 11.4.1				駒場 輝征 11.4.1
〃 〃	細田 和芳 12.4.1		石井 英和 12.4.1		駒場 輝征 12.4.1	遠藤 清道 12.4.1
〃 〃		駒場 輝征 13.4.1		大野 祐司 13.1.20	千葉 憲一 13.4.1	
〃 〃	菅原 授 14.4.1		中野 鉄正 14.4.1		野田 昭雄 14.4.1	山田 雅之 14.4.1

(平成14年6月30日まで)

	福島陸運支局 いわき自動車検査 登録事務所長	岩手陸運支局長	青森陸運支局長	青森陸運支局 八戸自動車検査 登録事務所長	小名浜海運支局 長	釜石海運支局長
氏名	三浦 峻	大水才太郎	渡辺 昭二	福島 修	平沢 孝	飯沢 義久
就任	59.7.1	59.7.1	59.7.1	59.7.1	59.7.1	59.7.1
〃	佐藤 春夫	今野 格	大水才太郎		永井 忠雄	小野寺 晶
〃	60.4.1	60.4.1	60.4.1		60.4.1	60.8.1
〃		西山 英郎	福島 修	高橋 善男	星 正義	
〃		61.4.1	61.4.1	61.4.1	61.4.1	
〃						西野 正志
〃						62.4.1
〃	山崎 敬	高橋 有恒	見田 忠男	片平 秀昌	庄司 忠雄	
〃	63.4.1	63.4.1	63.4.1	63.4.1	63.4.1	
〃			千葉 富也	阿部 清二		
〃			元.4.1	元.4.1		
〃		芳賀 英雄			川村 宣昭	石川 勇夫
〃		2.4.1			2.4.1	2.4.1
〃	澤栗 寛					
〃	3.4.1					
〃		関戸 義司	高橋 善男	玉田 武二	日下 守	
〃		4.4.1	4.4.1	4.4.1	4.4.1	
〃		尾形 正夫		千葉 智義		丸山 昭夫
〃		5.4.1		5.4.1		5.4.1
〃	菅野 次雄				鈴木 光夫	
〃	6.4.1				6.4.1	
〃		奈良 弘	尾形 正夫			塚原 眞堂
〃		7.4.1	7.4.1			7.4.1
〃	橘 和彦	千葉 智義	奈良 弘	千葉 憲一		
〃	8.4.1	8.4.1	8.4.1	8.4.1		
〃					塚原 眞堂	佐々木國竹
〃					9.4.1	9.4.1
〃		葛西 剛	伊藤 邦雄			
〃		10.4.1	10.4.1			
〃		千葉 憲一		鬼柳 勝	細田 和芳	海口 幸雄
〃		11.4.1		11.4.1	11.4.1	11.4.1
〃			中野 鉄正		佐藤 健一	
〃			12.4.1		12.4.1	
〃	松本 慶一	野田 昭雄		今野 進		菊田 秀明
〃	13.4.1	13.4.1		13.4.1		13.4.1
〃		屋代勝二十	菅峨 芳雄		高橋 一弘	
〃		14.4.1	14.4.1		14.4.1	

(平成14年6月30日まで)

	宮古海運支局長	気仙沼海運支局長	石巻海運支局長	八戸海運支局長	青森海運支局長
氏名	古館 現蔵	阿部 金孝	湯目 隆輝	松橋 一雄	今村 正雄
就任	59.7.1	59.7.1	59.7.1	59.7.1	59.7.1
〃	安久津 智	大和田義人	土生 哲	成田 博	阿部 金孝
〃	60.4.1	60.4.1	60.4.1	60.4.1	60.4.1
〃				野村 光夫	
〃				61.4.1	
〃	本田 真一	小野寺 晶	田中 隆夫		土生 哲
〃	62.4.1	62.4.1	62.4.1		62.4.1
〃		星 正義	山崎 英幸		
〃		63.4.1	63.4.1		
〃	浅野 昭二			後藤 亨	
〃	元.4.1			元.4.1	
〃	山崎 英幸	沼澤 寧	庄司 忠雄		京武 久美
〃	2.4.1	2.4.1	2.4.1		2.4.1
〃			奈良 弘		
〃			3.4.1		
〃		山崎 敬		川村 宣昭	沼澤 寧
〃		4.4.1		4.4.1	4.4.1
〃					
〃	菅崎 守雄		黒須 光雄		庄司 忠雄
〃	6.4.1		6.4.1		6.4.1
〃		丸山 昭夫		渡辺 浩志	
〃		7.4.1		7.4.1	
〃	及川喜三郎		菅崎 守雄		菊池 勝一
〃	8.4.1		8.4.1		8.4.1
〃		伊藤 邦雄		三浦 隆	
〃		9.4.1		9.4.1	
〃	小野寺正二	大場 正孝		駒場 輝征	石井 英和
〃	10.7.1	10.4.1		10.4.1	10.4.1
〃			佐々木國竹	菅原 授	
〃			11.4.1	11.4.1	
〃		阿部 知昭	大場 正孝	橋本 進	菅原 授
〃		12.4.1	12.4.1	12.4.1	12.4.1
〃			山田 雅之		
〃			13.4.1		
〃	芳賀 幸一	北村 治	高橋 公男		高橋 勉
〃	14.1.1	14.4.1	14.4.1		14.4.1

(平成14年7月1日以降)

	局 長	次 長	総務部長	企画振興部長 企画観光部長 (18.7.1) 交通政策部 (27.7.1)	交通環境部長 観光部 (27.7.1)
氏名	島田 知明	上田 信一	遠藤 清道	遠藤 誠之	三谷 泰久
就任	14.7.1	14.7.1	14.7.1	14.7.1	14.7.1
〃	久米 正一				
〃	14.8.1				
〃		大野 裕夫		長濱 克史	
〃		15.7.18		15.7.18	
〃	松本 和良	飯塚 裕	高橋 公男	名執 潔	白井 精一
〃	16.7.15	16.3.1	16.4.1	16.7.5	16.4.1
〃		添田 慎二			
〃		17.8.2			
〃	佐伯 洋		小山 昭憲	三橋 勝彦	西條 憲一
〃	18.6.15		18.4.1	18.7.11	18.5.1
〃	内藤 政彦	村上 玉樹			濱路 和明
〃	19.7.10	19.7.3			19.7.1
〃	木場 宣行		佐々木 仁	有田 幸司	
〃	20.7.4		20.4.1	20.7.4	
〃		菅野 孝一		林 泰三	池田 陽彦
〃		21.7.14		21.7.14	21.4.1
〃	清谷 伸吾		菊池 憲満		田口 昭門
〃	22.8.10		22.4.1		22.4.1
〃		松本 年弘		坂本 慶介	
〃		23.8.1		23.8.8	
〃	長谷川 伸一	菅井 雅昭			吉元 博文
〃	24.8.1	24.7.1			24.4.1
〃			吉田 豊	吉田 昭二	三杉 孝昌
〃			25.4.1	25.7.1	25.4.1
〃	永松 健次	七尾 英弘			庄子 政美
〃	26.7.8	26.7.1			26.4.1
〃			五代儀 敦	庄子 政美	飛田 章
〃			27.4.1	27.7.1	27.7.1
〃	尾関 良夫	角野 隆		武内 伸之	
〃	28.6.24	28.6.21		28.4.1	
〃			谷藤 耕治	藤澤 義人	高田 公夫
〃			29.4.1	29.4.1	29.7.1
〃	吉田 耕一郎	小泉 哲也			
〃	30.7.31	30.1.1			
〃		藤井 敦		佐々木 雅幸	小野 協子
〃		元.7.9		31.4.1	31.4.1
〃	亀山 秀一	杉野 浩茂	遠嶋 孝則		
〃	R2.7.21	R2.8.1	R2.4.1		
〃	田中 由紀			五十嵐 誠	鈴木 邦夫
〃	R3.7.1			R3.4.1	R3.7.1
〃		伊藤 達也	澤村 和則		
〃		R4.1.14	R4.4.1		
〃	石谷 俊史	大釜 達夫	宮嶋 睦男	鈴木 邦夫	長澤 秀博
〃	R5.7.4	R5.1.13	R5.4.1	R5.4.1	R5.4.1
〃	川崎 博	佐藤 敬		池田 真	
〃	R6.7.1	R6.7.1		R6.4.1	

(平成14年7月1日以降)

	鉄道部長	自動車交通部長	自動車技術安全部長	海事振興部長	海上安全環境部長
氏名	駒場 輝征	中野 鉄正	大野 祐司	菅原 授	大脇 充
就任	14.7.1	14.7.1	14.7.1	14.7.1	14.7.1
〃			島 雅之		
〃			14.8.1		
〃	屋代勝二十				
〃	15.4.1				
〃	大川 清	小森 静雄	三上 哲史	小原 得司	橋本 進
〃	16.4.1	16.4.1	16.7.1	16.4.1	16.4.1
〃	石崎 哲夫	中嶋 隆男			北村 治
〃	17.4.1	17.4.1			17.4.1
〃	鈴木 文男	秋村 端		松本 慶一	菊田 秀明
〃	18.4.1	18.4.1		18.4.1	18.4.1
〃	渡辺 敏晴	三澤 眞一	江坂 行弘	岡田 幸治	伊藤 隆雄
〃	19.4.1	19.4.1	19.7.10	19.4.1	19.4.1
〃	岸谷 克己	藤田 博	多田 雅司	長町 哲次	阿部 幸一
〃	20.4.1	20.4.1	20.4.1	20.4.1	20.4.1
〃		大宮 勝			佐藤 健彦
〃		21.4.1			21.4.1
〃		大泉 宏	船生 弘隆	佐藤 健彦	鈴木 健寿
〃		22.4.1	22.4.1	22.4.1	22.4.1
〃			長谷川 茂		
〃			23.4.1		
〃		熊沢 治夫		本田 昭則	上村 正人
〃		24.4.1		24.4.1	24.4.1
〃	伊藤 範夫	御木 剛栄			田中 信行
〃	25.4.1	25.4.1			25.4.1
〃			鈴木 義男	矢島 優一	田中 独歩
〃			26.4.1	26.4.1	26.8.1
〃	虹林 康二	中屋敷 守央		菅原 勝良	
〃	27.4.1	27.4.1		27.4.1	
〃			千葉 美記		仲田 光男
〃			28.4.1		28.4.1
〃	寺戸 成周		堀江 暢俊	畠山 博文	
〃	29.4.1		29.4.1	29.4.1	
〃		木村 和博			米川 佳宏
〃		30.4.1			30.4.1
〃	保刈 芳信		衣本 啓介		
〃	31.4.1		元.7.9		
〃		菅原 克也		寺川 直樹	桶谷 光洋
〃		R2.4.1		R2.4.1	R2.4.1
〃	齊藤 仁伸		佐藤 博昭	佐藤 聡	阿曾 薫
〃	R3.4.1		R3.4.1	R3.7.1	R3.4.1
〃		伊藤 誠			門真 和人
〃		R4.4.1			R4.4.1
〃				山本 実	
〃				R5.4.1	
〃	佐藤 信之	佐々木 敏	藤田 一彦	真田 修一	石田 悟史
〃	R6.4.1	R6.4.1	R6.4.1	R6.4.1	R6.4.1

(平成14年7月1日以降)

	青森運輸支局長	青森運輸支局 八戸自動車検査 登録事務所長	青森運輸支局 八戸海事事務所長	岩手運輸支局長	宮城運輸支局長	秋田運輸支局長
氏名 就任	菅峨 芳雄 14.7.1	今野 進 14.7.1	中嶋 隆男 14.7.1	屋代勝二十 14.7.1	野田 昭雄 14.7.1	中村 啓市 14.7.1
"						
"		清水 武 15.10.1		大川 清 15.4.1	高橋 一弘 15.4.1	斎藤 隆志 15.4.1
"	中嶋 隆男 16.4.1		秋村 端 16.4.1	鹿内 朝明 16.4.1	須藤 正彦 16.10.1	佐藤 正己 16.4.1
"	秋村 端 17.4.1		櫻庭 彰一 17.4.1			仁村 幸雄 17.4.1
"	桜庭 彰一 18.4.1	阿部 敏信 18.4.1	菅原 眞二郎 18.4.1	渡辺 敏晴 18.4.1	今内 恭一 18.4.1	佐々木 仁 18.4.1
"		石川 政治 19.4.1	野田 富久 19.4.1	鈴木 志郎 19.4.1		
"	伊壺 時雄 20.4.1	吉崎 照保 20.4.1	木村 誠 20.4.1	船生 弘隆 20.4.1	鈴木 志郎 20.4.1	菊田 善昭 20.4.1
"	安中 良 21.4.1	斉藤 隆 21.4.1	西村 貞雄 21.4.1		菊田 善昭 21.4.1	熊沢 治夫 21.4.1
"				松田 憲幸 22.4.1	熊沢 治夫 22.4.1	大宮 勝 22.4.1
"	千田 等一 23.4.1		佐藤 一男 23.7.1			三杉 孝昌 23.4.1
"		長内 孝慈 24.4.1	高岡 純一 24.4.1	鵜田 幸志 24.4.1	穴戸 紳一郎 24.4.1	
"		赤石 佳昭 25.4.1				高橋 浩也 25.4.1
"	佐藤 幸彦 26.4.1	小野 昇 26.4.1	太田 悦弥 26.4.1	中屋敷 守央 26.4.1	五代儀 敬 26.4.1	武内 伸之 26.4.1
"	石川 智弘 27.4.1	杉本 秀美 27.4.1		藤原 博之 27.4.1	千葉 美記 27.4.1	
"	藤澤 義人 28.4.1	一ノ渡 俊行 28.4.1	藤田 正史 28.4.1	武部 勝彦 28.4.1	清野 和也 28.4.1	木村 和博 28.4.1
"	早川 勤也 29.4.1			結城 晃 29.4.1		
"	菅原 克也 30.4.1	小山 重彦 30.4.1		保刈 芳信 30.4.1		兼平 悟 30.4.1
"			畠山 悟 31.4.1	高瀬 福也 31.4.1	宮澤 淳 31.4.1	
"	伊藤 誠 R2.4.1			大水 直樹 R2.4.1	奈良岡 司 R2.4.1	五十嵐 誠 R2.4.1
"		若松 浩 R3.4.1	野崎 等 R3.4.1		鈴木 二三夫 R3.4.1	玉田 紀之 R3.4.1
"	佐々木 久哉 R4.4.1			渡辺 正幸 R4.4.1	佐藤 雅和 R4.4.1	
"		泉 幸一 R5.4.1		藤田 一彦 R5.4.1	石村 仁 R5.4.1	佐々木 敏 R5.4.1
"	原子 雅重 R6.4.1	内澤 富雄 R6.4.1	清水 和水 R6.4.1	佐々木 久哉 R6.4.1	岩淵 正宏 R6.4.1	會田 光 R6.4.1

(平成14年7月1日以降)

	山形運輸支局長	山形運輸支局 庄内自動車検査 登録事務所長	福島運輸支局長	福島運輸支局 いわき自動車検査 登録事務所長	気仙沼海事事務所長	石巻海事事務所長
氏名 就任	永井 政秀 14.7.1	工藤 清美 14.7.1	山田 雅之 14.7.1	松本 慶一 14.7.1	北村 治 14.7.1	高橋 公男 14.7.1
"						
"		渡邊 光民 15.4.1	高橋 公男 15.4.1	千代谷俊行 15.4.1	須藤 正彦 15.4.1	松本 慶一 15.4.1
"	行方 博彦 16.4.1	小松 良美 16.4.1	秋葉 秀雄 16.4.1		今内 恭一 16.10.1	
"	横井 優 17.4.1			今村 善一 17.4.1		田鎖 輝昭 17.4.1
"	山崎 孝一 18.4.1	城内 寛 18.4.1	岡田 幸治 18.4.1	四宮 公男 18.4.1	野田 富久 18.4.1	今村 善一 18.4.1
"	多田 雅司 19.4.1		藤田 博 19.4.1		佐藤 健彦 19.4.1	
"	大泉 宏 20.4.1	戸澤 良一 20.4.1	高橋 博 20.4.1	高橋 甚之助 20.4.1		小泉 実 20.4.1
"			長谷川 茂 21.4.1	鈴木 秀春 21.4.1	上村 正人 21.4.1	木村 誠 21.4.1
"	小野寺 享 22.4.1			穴戸 紳一郎 22.4.1		佐々木 善男 22.4.1
"			御木 剛栄 23.4.1	大槻 昇 23.7.1	吉田 清一 23.7.1	鈴木 秀春 23.4.1
"	松田 憲幸 24.4.1	渡辺 正一 24.4.1		佐藤 俊雄 24.4.1		百々 和之 24.4.1
"			小池 清索 25.4.1			阿部 忠男 25.4.1
"	千葉 美記 26.4.1	小坂 俊一 26.4.1		高橋 和裕 26.4.1	阿部 正隆 26.4.1	
"	松澤 和幸 27.4.1	佐々木 修 27.4.1	清野 和也 27.4.1	菅原 公夫 27.4.1		
"	石川 智弘 28.4.1	柴田 克則 28.4.1	谷藤 耕治 28.4.1	結城 晃 28.4.1	兼平 悟 28.4.1	千代谷 昇 28.4.1
"			佐々木 雅幸 29.4.1	風間 茂 29.4.1		
"	伊藤 一哉 30.4.1	柳町 敏夫 30.4.1			半澤 敏郎 30.4.1	宮澤 淳 30.4.1
"	宮地 和久 31.4.1		遠嶋 孝則 31.4.1	阿部 裕一 31.4.1		峯田 重信 31.4.1
"	佐藤 博昭 R2.4.1	阿部 裕一 R2.4.1	佐藤 聡 R2.4.1	高橋 浩 R2.4.1	田口 幸治 R2.4.1	
"	澤村 和則 R3.4.1		有路 仙之 R3.7.1			後藤 明広 R3.4.1
"	宮嶋 睦男 R4.4.1	阿部 孝一 R4.4.1		柳川 聡 R4.4.1	佐藤 薫 R4.4.1	
"	有路 仙之 R5.4.1		佐藤 雅和 R5.4.1	斉藤 満 R5.4.1	渡邊 秀樹 R5.4.1	
"	平川 清彦 R6.4.1	泉 幸一 R6.4.1				斉藤 高弘 R6.4.1

4 東北地方交通審議会

(1) 東北地方交通審議会発足までの経緯

昭和24年6月1日

地方道路運送審議会 — 廃止 (昭24. 12)

└道路運送審議会 (昭25.) — 廃止 (昭28.)

└自動車運送協議会 (昭28.) — 廃止 (昭45.)

└地方陸上交通審議会 (昭45.) — 廃止 (昭59.)

└地方交通審議会 (昭59. 7. 1) ※ (平14. 7. 1)

運輸省設置法

運輸省組織令

国土交通省組織令

(昭24年法律第157号)

(昭59年政令第175号)

(平12年政令第255号)

※東北運輸局の管轄区域・内部組織の再編に伴い、各県毎の「地域交通計画」を改め、ブロック毎に「地方ブロック公共交通・環境計画」を策定することとされた。

(2) 審議経過等

昭和46年 5月25日「東北の中核都市における都市交通のあり方について」諮問

〃 47. 3. 31 同事案答申

〃 49. 3. 18 「仙台都市圏における大量高速輸送機関を中心とする公共交通機関に関する基本的計画について」諮問

〃 50. 8. 19 同事案答申

〃 56. 2. 24 「福島県における公共交通機関の維持・整備に関する計画について」諮問

〃 57. 3. 25 同事案答申

〃 57. 7. 19 「岩手県における公共交通機関の維持・整備に関する計画について」諮問

〃 58. 3. 23 「宮城県における公共交通機関の維持・整備に関する計画について」諮問

〃 58. 8. 1 岩手県事案答申

〃 59. 3. 30 宮城県事案答申

〃 59. 4. 23 「青森県における公共交通機関の維持・整備に関する計画について」諮問

〃 60. 3. 25 同事案答申

〃 60. 9. 27 第1回東北地方交通審議会 (管内4県に常設の部会を設置することを承認)

〃 60. 11. 26 第1回福島県部会 (常設部会)

〃 61. 1. 24 第1回岩手県部会 (常設部会)

〃 61. 2. 13 第1回宮城県部会 (常設部会)

〃 61. 3. 25 第1回青森県部会 (常設部会)

〃 62. 3. 17 第2回宮城県部会 (常設部会)

〃 62. 3. 18 第2回福島県部会 (常設部会)

〃 62. 3. 25 第2回青森県部会 (常設部会)

〃 63. 3. 23 第3回青森県部会 (常設部会)

〃 63. 3. 25 第2回岩手県部会 (常設部会)

〃 63. 3. 28 第3回宮城県部会 (常設部会)

平成 元. 3. 30 第3回福島県部会 (常設部会)

〃 元. 11. 29 第4回宮城県部会 (常設部会)

〃 2. 2. 13 第3回岩手県部会 (常設部会)

平成 2. 1 1. 8 第4回青森県部会（常設部会）

〃 4. 2. 4 第4回福島県部会（常設部会）

〃 4. 3. 2 5 第4回岩手県部会（常設部会）

〃 4. 1 2. 1 6 第5回宮城県部会（常設部会）

〃 5. 3. 2 4 第5回青森県部会（常設部会）

〃 5. 1 0. 2 5 第2回東北地方交通審議会
「福島県における公共交通機関の維持・整備に関する計画の改定について」諮問

〃 5. 1 1. 2 第5回福島県部会（常設部会）

〃 7. 4. 2 4 第6回福島県部会（常設部会）

〃 7. 5. 3 0 第7回福島県部会（常設部会）

〃 7. 5. 3 0 福島県事案答申

〃 7. 1 1. 2 第3回東北地方交通審議会
「岩手県における公共交通機関の維持・整備に関する計画の改定について」諮問

〃 7. 1 1. 1 4 第5回岩手県部会（常設部会）

〃 8. 1 1. 2 2 第6回岩手県部会（常設部会）

〃 9. 2. 2 5 第7回岩手県部会（常設部会）

〃 9. 2. 2 5 岩手県事案答申

〃 1 0. 2. 2 3 第4回東北地方交通審議会
「宮城県における公共交通機関の維持・整備に関する計画の改定について」諮問

〃 1 0. 2. 2 3 第6回宮城県部会（常設部会）

〃 1 1. 1. 1 1 第7回宮城県部会（常設部会）

〃 1 1. 4. 2 3 第8回宮城県部会（常設部会）

〃 1 1. 4. 2 3 宮城県事案答申

〃 1 1. 9. 6 第5回東北地方交通審議会
「青森県における公共交通機関の維持・整備に関する計画の改定について」諮問

〃 1 1. 9. 3 0 第6回青森県部会（常設部会）

〃 1 2. 7. 2 6 第7回青森県部会（常設部会）

〃 1 2. 1 2. 1 第8回青森県部会（常設部会）

〃 1 2. 1 2. 1 青森県事案答申

〃 1 4. 6. 3 0 常設部会（管内4県）廃止

〃 1 5. 3. 2 6 第6回東北地方交通審議会（観光戦略部会設置承認）
「東北地方における望ましい交通のあり方及び観光振興戦略について」諮問

〃 1 5. 7. 1 1 第1回観光戦略部会

〃 1 5. 9. 8 第2回観光戦略部会

〃 1 6. 1. 2 9 第3回観光戦略部会

〃 1 6. 5. 2 5 第7回東北地方交通審議会（交通部会設置承認）

〃 1 6. 5. 2 5 第1回交通部会

〃 1 6. 1 0. 1 2 第2回交通部会

〃 1 6. 1 1. 1 1 第4回観光戦略部会

〃 1 6. 1 2. 2 1 第3回交通部会

〃 1 7. 2. 3 第5回観光戦略部会

〃 1 7. 2. 3 第4回交通部会

平成 17. 3. 24 第8回東北地方交通審議会
「東北地方における望ましい交通のあり方及び観光推進戦略について」答申

// 18. 3. 29 第9回東北地方交通審議会（政策推進部会設置承認）

// 18. 11. 27 第1回政策推進部会

// 19. 2. 26 第2回政策推進部会

// 19. 3. 28 第10回東北地方交通審議会（観光WG（仮称）設置承認）

// 19. 10. 16 「東北観光基本計画の策定について」諮問

// 19. 10. 24 第1回東北観光基本計画策定委員会

// 20. 1. 23 第2回東北観光基本計画策定委員会

// 20. 2. 21 第3回東北観光基本計画策定委員会

// 20. 3. 13 第11回東北地方交通審議会
「東北観光基本計画について」答申

// 21. 3. 24 第12回東北地方交通審議会

// 21. 7. 28 第3回政策推進部会

// 21. 10. 27 第4回政策推進部会

// 21. 12. 25 第5回政策推進部会

// 22. 3. 9 第6回政策推進部会

// 22. 3. 23 第13回東北地方交通審議会
「東北公共交通アクションプラン」決定

// 24. 3. 22 第14回東北地方交通審議会（東北観光基本計画策定委員会設置承認）

// 25. 3. 12 第15回東北地方交通審議会
「東北公共交通アクションプランの一部改定」決定
「東北観光基本計画の策定について」答申

// 26. 3. 25 第16回東北地方交通審議会

// 27. 3. 23 第17回東北地方交通審議会

// 28. 3. 25 第18回東北地方交通審議会

// 28. 8. 4 第7回政策推進部会

// 28. 9. 23 第8回政策推進部会

// 28. 10. 28 第9回政策推進部会

// 28. 11. 28 第19回東北地方交通審議会
「東北地方における望ましい交通のあり方及び観光推進戦略について」フォローアップ

// 29. 2. 6 第10回政策推進部会

// 29. 2. 24 第11回政策推進部会

// 29. 3. 17 第20回東北地方交通審議会

// 30. 3. 22 第21回東北地方交通審議会

(3) 委員名簿

【敬称略】

役 職	氏 名	所 属
委 員	宮本 保彦	東北経済連合会副会長
委 員	一力 敦彦	東北放送株式会社代表取締役社長
委 員	徳永 幸之	宮城大学事業構想学群教授
委 員	宮原 育子	宮城学院女子大学現代ビジネス学部教授

令和6年9月15日現在

(4) 地方交通審議会関係法令

① 国土交通省組織令（抄）

平成12年6月7日

政令第255号

（地方交通審議会）

第214条 各地方運輸局に、それぞれ地方交通審議会を置く。

2 地方交通審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 地方運輸局長の諮問に応じて地方運輸局の所掌事務に関する重要事項を調査審議すること。

二 船員法（昭和二十二年法律第百号）、最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）及び船員職業安定法（昭和三十二年法律第百三十号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

3 前項に定めるもののほか、地方交通審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他地方交通審議会に関し必要な事項については、国土交通省令で定める。

② 地方交通審議会規則

平成13年1月6日

国土交通省令第24号

（所掌事務）

第1条 地方交通審議会（以下「審議会」という。）は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 地方運輸局長の諮問に応じて、地方運輸局の所掌事務に関する重要事項を調査審議し、及びこれに関し必要と認める事項を関係行政機関の長に建議すること。

二 船員法（昭和二十二年法律第百号）、最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）及び船員職業安定法（昭和三十二年法律第百三十号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

（組織）

第2条 審議会は、委員九人以内で組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

（委員等の任命）

第3条 委員は、学識経験のある者のうちから、国土交通大臣が任命する。

2 臨時委員は、学識経験のある者、関係行政機関の職員又は関係地方公共団体の長若しくはその職員のうちから、国土交通大臣が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、地方運輸局長が任命する。

(委員の任期等)

第4条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

5 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

(会長)

第5条 審議会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(部会)

第6条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員及び臨時委員の互選により選任する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員及び臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代行する。

6 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(議事)

第7条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 前二項の規定は、部会の議事について準用する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、地方運輸局交通政策部交通企画課において処理する。

(雑則)

第9条 この省令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この中央省庁等改革推進本部令(次項において「本部令」という。)は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

(この本部令の効力)

2 この本部令は、その施行の日、地方交通審議会規則(平成十三年国土交通省令第二十四号)となるものとする。

附 則 （平成一四年六月二八日国土交通省令第七九号） 抄
（施行期日）

第一条 この省令は、平成十四年七月一日から施行する。

附 則 （平成二〇年八月八日国土交通省令第七〇号） 抄
（施行期日）

1 この省令は、平成二十年十月一日から施行する。

附 則 （平成二七年六月三〇日国土交通省令第五〇号） 抄
（施行期日）

1 この省令は、平成二十七年七月一日から施行する。

③ 東北地方交通審議会運営規則

昭和 46 年 2 月制定
昭和 56 年 2 月改正
昭和 59 年 6 月改正
平成 7 年 10 月改正
平成 12 年 12 月改正
平成 15 年 3 月改正

（趣旨）

第1条 東北地方交通審議会（以下「審議会」という。）の運営については、地方交通審議会規則（平成13年国土交通省令第24号）の定めるところによるほか、この規則の定めるところによる。

（招集及び欠席）

第2条 審議会は、会長が招集する。

2 会長は、審議会を招集するときは、その期日の5日前までに、日時、場所及び審議事項を記載した書面をもって、委員及び審議事項に関係ある臨時委員（以下「委員等」という。）に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

3 委員等は、事故のため出席できないときは、あらかじめ、その旨を会長に届けなければならない。

4 前項の場合において臨時委員（関係行政機関の職員、関係地方公共団体の長及びその職員並びに東日本旅客鉄道株式会社の職員に限る。）にあつては、代理を出席させることができる。

（議長）

第3条 会長は、議長として審議会の審議を運営する。

（委員等以外の者の出席）

第4条 会長は、必要あると認めるときは、委員等以外の者に対し、審議会に出席してその意見を述べ、または説明を行うことを求めることができる。

（緊急議案）

第5条 審議会は、出席した委員等の三分の二以上の同意を得て、第2条第2項の規定により通知のあつた審議事項以外の事項についても決議することができる。

（会議の公開）

第6条 会議は公開するものとする。ただし、特段の理由があるときは、非公開とすることができる。

（議事要録）

第7条 審議会の議事の概要については、議事要録を作成し、公開するものとする。

2 議事要録には、次の事項を記載するものとする。

1. 日時及び場所
2. 出席した委員等の氏名
3. 審議事項
4. 審議の概要
5. 議長が必要と認める事項
6. 前条ただし書により、会議を非公開とした場合は、その理由

3 第1項の規定にかかわらず、議事要録の公開により当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがあるときは、議事要録の全部又は一部を非公開とすることができる。

(答申書等)

第8条 審議会の答申又は建議は書面をもって行うものとする。

(部会)

第9条 会長は必要があるときは、審議事項を部会に付託することができる。

2 部会の決議は、会長の同意を得て審議会の決議とすることができる。

3 第2条から第7条までの規定は部会に準用する。この場合において、これらの規定中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替える。

附 則

この規定は、昭和46年2月18日から適用する。

附 則

この規定は、昭和56年3月10日から適用する。

附 則

この規定は、昭和59年7月1日から適用する。

附 則

この規定は、平成7年10月23日から適用する。

附 則

この規定は、平成13年1月6日から適用する。

附 則

この規定は、平成15年3月26日から適用する。

5 東北運輸局管内市町村別人口

令和6年1月1日現在

	市 町 村 名	人 口	世 帯 数
青 森 県			
	県 計	1,205,578	593,591
	市 計	937,443	468,840
	町 村 計	268,135	124,751
1	青 森 市	267,520	136,648
2	弘 前 市	161,958	80,620
3	八 戸 市	218,182	110,137
4	黒 石 市	31,003	14,009
5	五 所 川 原 市	50,624	25,563
6	十 和 田 市	58,328	28,185
7	三 沢 市	37,899	19,579
8	む つ 市	52,744	28,311
9	つ が る 市	29,472	13,447
10	平 川 市	29,713	12,341
	東津軽郡計	19,788	9,835
11	平 内 町	9,948	4,764
12	今 別 町	2,193	1,297
13	蓬 田 村	2,495	1,112
14	外ヶ浜町	5,152	2,662
	西津軽郡計	15,796	7,897
15	鱒ヶ沢町	8,758	4,377
16	深 浦 町	7,038	3,520
	中津軽郡計	1,242	536
17	西 目 屋 村	1,242	536
	南津軽郡計	30,244	13,144
18	藤 崎 町	14,422	6,181
19	大 鰐 町	8,470	4,074
20	田 舎 館 村	7,352	2,889
	北津軽郡計	33,846	15,636
21	板 柳 町	12,445	5,430
22	鶴 田 町	11,756	5,345
23	中 泊 町	9,645	4,861
	上北郡計	92,480	43,163
24	野 辺 地 町	12,027	6,294
25	七 戸 町	14,320	6,832
26	六 戸 町	10,714	4,687
27	横 浜 町	4,181	2,152
28	東 北 町	16,354	7,300
29	六ヶ所村	9,736	5,005
30	おいらせ町	25,148	10,893
	下北郡計	13,838	7,009
31	大 間 町	4,771	2,485
32	東 通 村	5,738	2,804
33	風 間 浦 村	1,618	848
34	佐 井 村	1,711	872
	三戸郡計	60,901	27,531
35	三 戸 町	9,022	4,140

	市 町 村 名	人 口	世 帯 数
36	五 戸 町	15,653	6,999
37	田 子 町	4,817	2,055
38	南 部 町	16,543	7,449
39	階 上 町	12,737	6,002
40	新 郷 村	2,129	886

令和6月1日現在

	市 町 村 名	人 口	世 帯 数
岩 手 県			
県 計		1,172,349	534,717
市 計		967,146	444,877
町 村 計		205,203	89,840
1	盛 岡 市	280,286	138,499
2	宮 古 市	46,866	22,694
3	大 船 渡 市	32,845	14,773
4	花 巻 市	91,094	38,846
5	北 上 市	91,547	41,402
6	久 慈 市	32,000	15,417
7	遠 野 市	24,528	10,692
8	一 関 市	107,555	46,340
9	陸 前 高 田 市	17,647	7,601
10	釜 石 市	29,902	15,716
11	二 戸 市	24,655	11,688
12	八 幡 平 市	23,541	10,612
13	奥 州 市	109,747	46,448
14	滝 沢 市	54,933	24,149
岩手郡計		32,575	14,378
15	雫 石 町	15,301	6,399
16	葛 巻 町	5,433	2,645
17	岩 手 町	11,841	5,334
紫波郡計		59,245	24,092
18	紫 波 町	32,904	12,930
19	矢 巾 町	26,341	11,162
和賀郡計		4,840	2,198
20	西 和 賀 町	4,840	2,198
胆沢郡計		15,183	6,372
21	金ヶ崎町	15,183	6,372
西磐井郡計		6,859	2,605
22	平 泉 町	6,859	2,605
気仙郡計		4,817	2,084
23	住 田 町	4,817	2,084
上閉伊郡計		10,709	5,276
24	大 槌 町	10,709	5,276
下閉伊郡計		27,617	13,008
25	山 田 町	14,240	6,456
26	岩 泉 町	8,038	4,130
27	田 野 畑 村	2,977	1,346
28	普 代 村	2,362	1,076
九戸郡計		32,398	14,346
29	軽 米 町	8,134	3,699
30	野 田 村	3,975	1,678
31	九 戸 村	5,238	2,205
32	洋 野 町	15,051	6,764
二戸郡計		10,960	5,481
33	一 戸 町	10,960	5,481

令和6年1月末現在

	市 町 村 名	人 口	世 帯 数
宮 城 県			
県 計		2,240,367	1,044,209
市 計		1,902,390	904,083
町 村 計		337,977	140,126
1	仙 台 市	1,065,774	543,004
2	石 巻 市	134,442	62,371
3	塩 竈 市	52,002	24,188
4	気 仙 沼 市	57,529	26,170
5	白 石 市	31,163	14,017
6	名 取 市	79,677	33,412
7	角 田 市	26,884	11,535
8	多 賀 城 市	62,085	28,319
9	岩 沼 市	43,440	18,906
10	登 米 市	73,208	27,160
11	栗 原 市	61,787	24,873
12	東 松 島 市	38,341	16,712
13	大 崎 市	123,601	52,956
14	富 谷 市	52,457	20,460
刈田郡計		12,284	5,227
15	蔵 王 町	11,047	4,622
16	七ヶ宿町	1,237	605
柴田郡計		78,354	34,315
17	大 河 原 町	23,481	10,453
18	村 田 町	10,051	4,099
19	柴 田 町	36,724	16,352
20	川 崎 町	8,098	3,411
伊具郡計		11,889	4,926
21	丸 森 町	11,889	4,926
亶理郡計		44,608	18,160
22	亶 理 町	33,055	13,326
23	山 元 町	11,553	4,834
宮城郡計		66,718	26,864
24	松 島 町	13,049	5,699
25	七ヶ浜町	17,761	6,908
26	利 府 町	35,908	14,257
黒川郡計		41,096	17,462
27	大 和 町	27,963	12,429
28	大 郷 町	7,574	2,931
29	大 衡 村	5,559	2,102
加美郡計		27,649	10,352
30	色 麻 町	6,260	2,087
31	加 美 町	21,389	8,265
遠田郡計		37,738	15,350
32	涌 谷 町	14,590	5,996
33	美 里 町	23,148	9,354
牡鹿郡計		5,886	3,011
34	女 川 町	5,886	3,011
本吉郡計		11,755	4,459
35	南 三 陸 町	11,755	4,459

令和6年1月1日現在

	市 町 村 名	人 口	世 帯 数
秋 田 県			
	県 計	924,620	384,862
	市 計	840,166	353,632
	町 村 計	84,454	31,230
1	秋 田 市	297,316	138,741
2	能 代 市	48,334	20,932
3	横 手 市	82,454	30,738
4	大 館 市	66,807	27,731
5	男 鹿 市	24,014	10,039
6	湯 沢 市	40,531	16,459
7	鹿 角 市	27,714	10,637
8	由 利 本 荘 市	71,723	28,599
9	潟 上 市	31,624	12,584
10	大 仙 市	75,207	28,402
11	北 秋 田 市	28,536	11,281
12	に か ほ 市	22,463	8,478
13	仙 北 市	23,443	9,011
	鹿角郡計	4,550	1,942
14	小 坂 町	4,550	1,942
	北秋田郡計	1,958	802
15	上 小 阿 仁 村	1,958	802
	山本郡計	23,729	9,197
16	藤 里 町	2,819	1,079
17	三 種 町	14,609	5,591
18	八 峰 町	6,301	2,527
	南秋田郡計	20,623	7,641
19	五 城 目 町	8,060	3,197
20	八 郎 潟 町	5,277	2,114
21	井 川 町	4,310	1,479
22	大 潟 村	2,976	851
	仙北郡計	17,831	5,982
23	美 郷 町	17,831	5,982
	雄勝郡計	15,763	5,666
24	羽 後 町	13,367	4,456
25	東 成 瀬 村	2,396	1,210

令和6年1月1日現在

	市 町 村 名	人 口	世 帯 数
山 形 県			
	県 計	1,022,760	401,276
	市 計	828,459	333,359
	町 村 計	194,301	67,917
1	山 形 市	241,802	104,056
2	米 沢 市	77,973	33,639
3	鶴 岡 市	116,697	45,936
4	酒 田 市	95,619	39,579
5	新 庄 市	32,413	12,722
6	寒 河 江 市	39,132	14,056
7	上 山 市	27,536	10,494
8	村 山 市	20,960	7,423
9	長 井 市	25,175	9,589
10	天 童 市	60,847	23,028
11	東 根 市	47,745	17,279
12	尾 花 沢 市	13,517	4,699
13	南 陽 市	29,043	10,859
	東村山郡計	23,481	8,138
14	山 辺 町	13,225	4,582
15	中 山 町	10,256	3,556
	西村山郡計	33,894	12,223
16	河 北 町	16,577	6,027
17	西 川 町	4,476	1,648
18	朝 日 町	5,770	2,063
19	大 江 町	7,071	2,485
	北村山郡計	5,922	1,987
20	大 石 田 町	5,922	1,987
	最上郡計	33,306	11,214
21	金 山 町	4,638	1,534
22	最 上 町	7,361	2,529
23	舟 形 町	4,621	1,546
24	真 室 川 町	6,510	2,209
25	大 蔵 村	2,735	914
26	鮭 川 村	3,608	1,170
27	戸 沢 村	3,833	1,312
	東置賜郡計	34,715	11,838
28	高 畠 町	21,235	7,428
29	川 西 町	13,480	4,410
	西置賜郡計	24,812	9,187
30	小 国 町	6,555	2,750
31	白 鷹 町	12,108	4,355
32	飯 豊 町	6,149	2,082
	東田川郡計	26,131	8,977
33	三 川 町	7,287	2,369
34	庄 内 町	18,844	6,608
	飽海郡計	12,040	4,353
35	遊 佐 町	12,040	4,353

令和6年1月1日現在

	市 町 村 名	人 口	世 帯 数
福 島 県			
	県 計	1,795,219	798,738
	市 計	1,439,222	650,993
	町 村 計	355,997	147,745
1	福 島 市	267,924	124,875
2	会津若松市	112,445	52,309
3	郡 山 市	315,155	145,554
4	い わ き 市	306,714	146,665
5	白 河 市	57,869	25,389
6	須 賀 川 市	73,828	30,542
7	喜 多 方 市	44,344	18,754
8	相 馬 市	32,842	14,330
9	二 本 松 市	51,263	20,628
10	田 村 市	33,600	12,873
11	南 相 馬 市	56,618	24,447
12	伊 達 市	56,768	23,157
13	本 宮 市	29,852	11,470
	伊達郡計	30,940	13,316
14	桑 折 町	11,050	4,619
15	国 見 町	8,203	3,373
16	川 俣 町	11,687	5,324
	安達郡計	8,784	3,113
17	大 玉 村	8,784	3,113
	岩瀬郡計	17,681	6,977
18	鏡 石 町	12,436	4,983
19	天 栄 村	5,245	1,994
	南会津郡計	23,050	10,513
20	下 郷 町	4,986	2,144
21	檜 枝 岐 村	503	201
22	只 見 町	3,828	1,811
23	南 会 津 町	13,733	6,357
	耶麻郡計	24,053	10,098
24	北 塩 原 村	2,427	1,084
25	西 会 津 町	5,560	2,524
26	磐 梯 町	3,230	1,201
27	猪 苗 代 町	12,836	5,289
	河沼郡計	20,540	8,098
28	会津坂下町	14,552	5,853
29	湯 川 村	3,050	1,022
30	柳 津 町	2,938	1,223
	大沼郡計	22,807	9,611
31	三 島 町	1,380	688
32	金 山 町	1,781	1,003
33	昭 和 村	1,120	616
34	会津美里町	18,526	7,304

	市 町 村 名	人 口	世 帯 数
	西白河郡計	48,400	19,721
35	西 郷 村	20,494	8,561
36	泉 崎 村	6,140	2,403
37	中 島 村	4,822	1,760
38	矢 吹 町	16,944	6,997
	東白川郡計	29,206	11,551
39	棚 倉 町	13,011	5,104
40	矢 祭 町	5,241	2,082
41	塙 町	7,979	3,292
42	鮫 川 村	2,975	1,073
	石川郡計	36,138	14,101
43	石 川 町	13,884	5,767
44	玉 川 村	6,191	2,211
45	平 田 村	5,512	2,199
46	浅 川 町	5,896	2,178
47	古 殿 町	4,655	1,746
	田村郡計	25,404	10,261
48	三 春 町	16,312	6,523
49	小 野 町	9,092	3,738
	双葉郡計	56,727	25,635
50	広 野 町	4,608	2,275
51	檜 葉 町	6,480	3,130
52	富 岡 町	11,516	5,723
53	川 内 村	2,285	1,151
54	大 熊 町	9,955	3,991
55	双 葉 町	5,436	2,208
56	浪 江 町	15,174	6,668
57	葛 尾 村	1,273	489
	相馬郡計	12,267	4,750
58	新 地 町	7,581	2,938
59	飯 舘 村	4,686	1,812

資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査（令和6年1月1日現在）